

新庄村の持続可能な森づくり実現のための「造林事業の構築」について

1 テーマ

造林・育林の仕組みを構築し、新庄村の持続可能な森づくりを実現する

2 現状の林業における条件等

- (1)皆伐再造林が進んでいない
 - ・「造林作業を担う事業者がない(少ない)」ため
- (2)再造林が必須である、若しくは再造林を希望する山林所有者(村)は困るが、林業事業者は短中期的には困っていない
 - ・伐採作業は日々行われており、林業事業者は伐採作業だけで経営ができています
 - ・現時点で再造林が行われないことで困っているのは山林所有者(村)
- (3)林業事業者が現状のままの装備・組織・人員で再造林の班編制を行うことは不可能
 - ・伐採のための重機、装備、人を保持しており、造林事業を行う体制を取っていない
 - ・企業の短中期的な状況からはリスクを伴う造林事業に今すぐ進出する必要性はない
- (4)村内に関係する事業者の動き
 - ・村内に本支店があり素材生産ができる認定事業体は2社
 - ・1社は自社の社有林の経営が中心
- (5)林業事業者が人材を育成する場合、認定事業体の制度を使うことが非常に有利に働く
 - ※備品の整備、職員の研修等に補助あり

3 造林事業の構築案「A社が造林部門を設立、村は側面的な支援を実施」

- ・造林事業を行う新設法人を0から村主導で設立する方法は非現実的
 - ・認定事業体であるA社からは、「村の将来のため造林事業部門を設立、経営することはやぶさかでない」との話を受けている
 - ・ただし2(3)に記載の通り、企業努力だけで早期に造林事業に進出する必要性はない
 - ・現時点の条件から、村において早期に造林事業が開始されるためには「村が人材確保等の側面的支援を行うことでA社に造林事業部門が設立される」ことが現実的
- 将来的に持続可能な森づくりが実現する

4 村が実施する側面的な支援

- (1)造林作業を行う人員の確保 (2～3名)
 - ・地域おこし協力隊の制度の利用により人材を確保し、A社の造林事業部門で従事
 - 採用、勤務にかかる費用は「特別交付税」が充当される
 - 過去B社で実施、現在農業公社・むらづくり新庄村で従事する協力隊員と同じ形
 - 令和5年4月から事業開始を想定、早ければ令和5年1月には採用して研修受講・資格の取得
 - 12月補正予算で計上し、募集をできる限り早い段階で実施したい
 - ・移住定住相談会等での募集
- (2)村の林業事業者全体に対して多面的な見方・高い視座から助言をできる企業との連携
 - ・村の状況を理解して中長期的な考えから林業事業者に助言ができる第3者との連携
 - ・連携に係る費用は「令和5年度の地方創生推進交付金」の利用を想定、普通交付税と特別交

付税で国庫から費用の4分の3が補填される

→連携先は村のメインバンクの一つであり、コンサルティング部門だけでなく関連会社の能力も供給でき、各林業事業者とも元々関係性の深い協力銀行を想定

R5.2.17 日現在の状況

R4.12.15 A 社に造林部門設立

作業員の募集開始(採用予定は2～5名)

新庄村有林の施業予定量(ha)

	R5	R6	R7	R8
再造林	15.00	10.82	8.81	12.63
下刈	6.02	11.63	21.21	30.02
雪起こし	3.92	11.46	21.04	29.85
搬出間伐	21.29	23.72	0.00	19.88
保育間伐	0.00	5.15	0.00	0.00
皆伐	10.82	8.81	12.63	16.87

造林班の課題

- ・ 班編制により施業量が変わる
- ・ 労務の偏り(下刈り作業の期間が限定されること等)